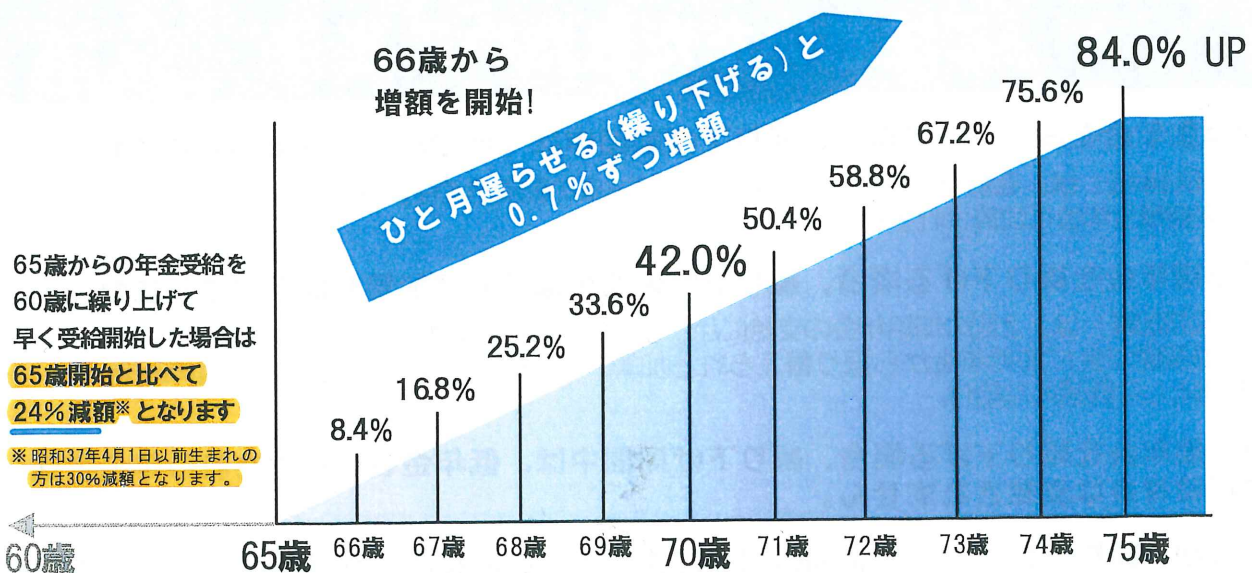


大切な  
お知らせ

受給開始を繰り下げると  
年金は増額できます。

70歳では42%UP

年金の受給開始時期は60歳から75歳まで  
自由に選択できますが、受給開始を遅らせる  
ほど、受けとれる年金額は増えていきます。



受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます

基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます  
「年金のしくみ」については裏面をごらんください

65歳の人の平均余命

男性 20.05年(85.05歳)  
女性 24.91年(89.91歳)

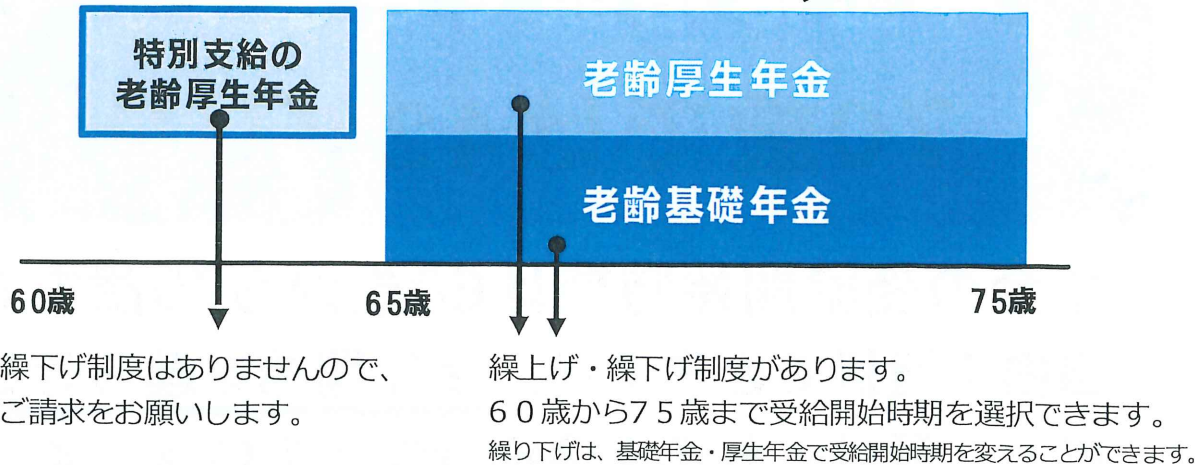
ご自身の生活設計に合わせて選択できます  
65歳を過ぎても別に収入がある方は  
受給開始を遅らせるという選択も可能です

# 年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある方が受けとれます。

男性は昭和36年4月1日生まれまで、  
女性は昭和41年4月1日生まれまでの特例

保険料納付済期間と  
保険料免除期間の合計が  
10年以上ある方が  
受けとれます。



## ご注意いただきたいこと

老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。

※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給にかかる配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和40年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は、低年金者に支給される年金生活者支援給付金は支給されません。

このほか、繰り下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで!

- ◆ 老後の生活設計を考えてみませんか?
- ◆ 繰下げ額など、さまざまな条件に応じて年金見込み額を試算できます。

ねんきんネット

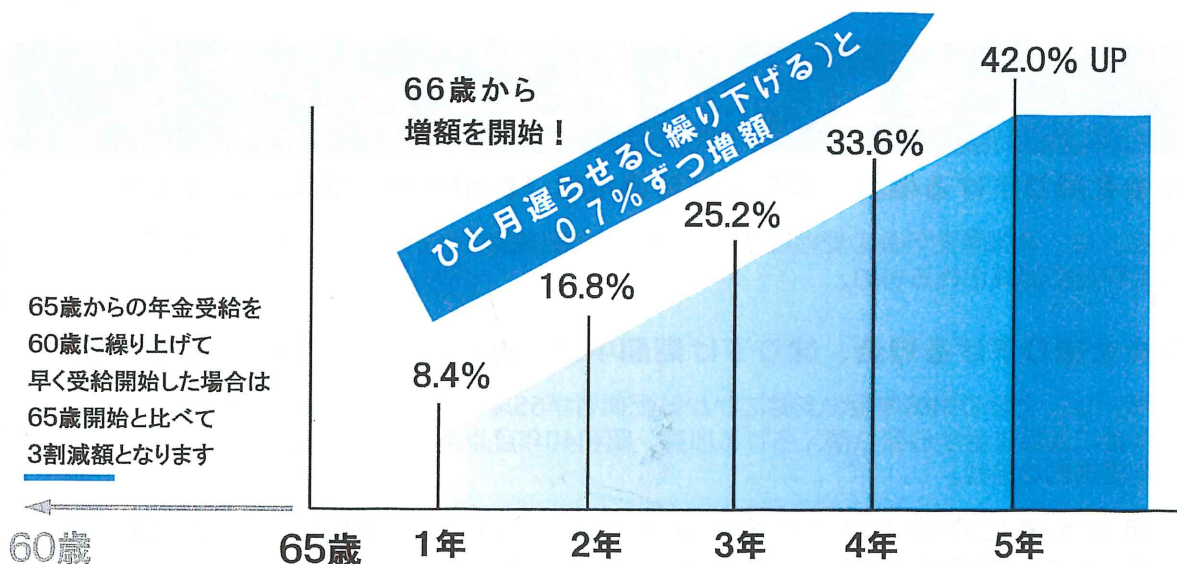
検索

大切な  
お知らせ

受給開始を繰り下げると  
年金は増額できます。

70歳で最大42%UP

年金の受給開始時期は60歳から70歳まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。



受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます

基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます  
「年金のしくみ」については裏面をごらんください

65歳の人の平均余命  
男性19.70年(84.70歳)  
女性24.50年(89.50歳)

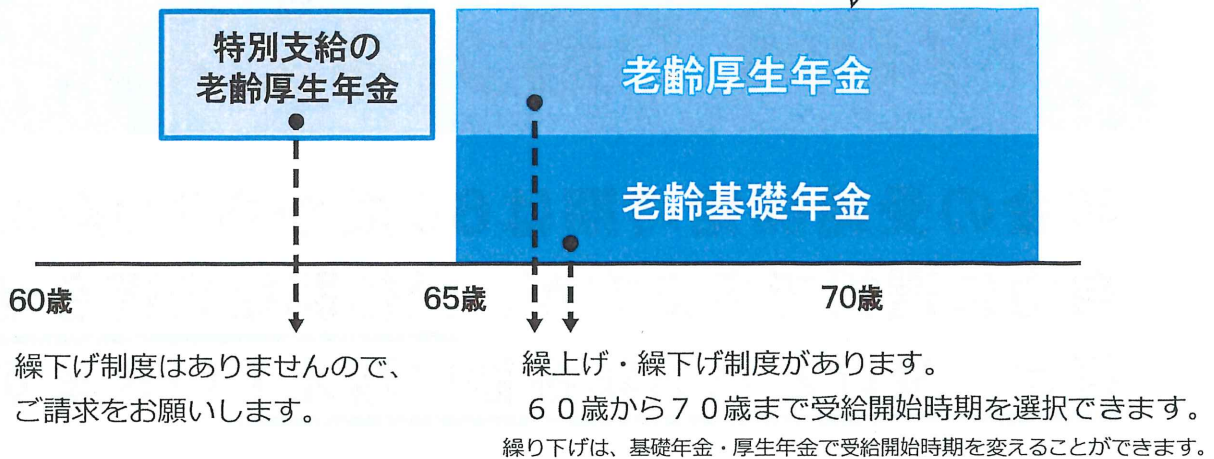
ご自身の生活設計に合わせて選択できます  
65歳を過ぎても別に収入がある方は  
受給開始を遅らせるという選択も可能です

# 年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある方が受けとれます。

男性は昭和36年4月1日生まれまで、  
女性は昭和41年4月1日生まれまでの特例

保険料納付済期間と  
保険料免除期間の合計が  
10年以上ある方が  
受けとれます。



## ご注意ください

老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。

※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給にかかる配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和40年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付。

このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響があります。

## あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- ◆ 老後の生活設計を考えてみませんか？
- ◆ 繰下げ額など、さまざまな条件に応じて年金見込み額を試算できます。

ねんきんネット

検索

1906 1018 091